

第 2 回

穴水町・門前町合併協議会 会議資料

..... 会議資料目次

【協議事項】

協議第 9号 合併協定項目について	1 ~ 5 頁
協議第 10号 新町建設計画策定の基本方針について	6 ~ 11 頁
協議第 11号 慣行の取扱いについて	12 ~ 16 頁

【確認事項】

第 3 回穴水町・門前町合併協議会開催の日程等について	17 頁
-----------------------------	------

協議第 9 号

合併協定項目について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 1 5 年 6 月 1 1 日提出

穴水町・門前町合併協議会

会 長 坂 本 明

合併協定項目(案)

合併協定項目			協議会		根拠法令	
1	基本項目	1	合併の方式	承認済	第1回	
		2	合併の期日	承認済	第1回	
		3	新町の名称			地方自治法第3条
		4	新町の事務所の位置			"第4条
		5	財産の取扱い			"第7条第4項
2	合併特例法 規定項目	1	新町建設計画			合併特例法第3条
		2	議会の議員の定数及び任期の取扱い			"第6条、第7条、第7条の2
		3	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い			"第8条
		4	地方税の取扱い			"第10条
		5	一般職の職員の身分の取扱い			"第9条
3	その他の 協議項目	1	特別職の身分の取扱い			地方自治法第2条(地方公共団体の法人格とその事務)
		2	条例、規則等の取扱い			
		3	事務組織及び機構の取扱い			
		4	一部事務組合等の取扱い			
		5	使用料、手数料等の取扱い			
		6	公共的団体等の取扱い			
		7	補助金、交付金等の取扱い			
		8	字名の取扱い			
		9	慣行の取扱い			
		10	各種事務事業の取扱い			
			自治会、広報広聴事業			
			情報公開、行政改革関係事業			
			防災、消防、防犯関係事業			
			地域情報化関係事業			
			国民健康保険事業			
			介護保険事業			
			福祉関係事業			
			保健関係事業			
			環境関係事業			
			産業関係事業			
			建設関係事業			
			都市計画関係事業			
			下水道関係事業			
	水道関係事業					
	学校教育関係事業					
	社会教育関係事業					
	社会体育関係事業					
	姉妹都市、国際交流関係事業					
	電算システム関係事業					
	その他協議が必要な事業					

網掛は調整方針承認済項目

合併協定項目（案）

協議事項	内容	備考
基本項目		
1 合併の方式	新設合併	第1回協議会承認済
2 合併の期日	平成17年3月1日	第1回協議会承認済
3 新町の名称	新町の名称	合併前の町は廃止されるため、新しい町の名称を決める必要がある。
4 新町の事務所の位置	新町の事務所の位置	新しい事務所の位置の決定にあたっては、住民の利用に便利であるように、交通の事情や他の官公署との関係等について配慮する必要がある。
5 財産の取扱い	町所有の土地、建物及び債権・債務並びに財産区有財産等	原則的には、合併前の町が持っていた財産は新しい町へ引き継ぐことになる。また、従来からの財産区有財産の取扱いについても協議する必要がある。
合併特例法規定項目		
1 新町建設計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新町建設の基本方針 ・ 新町建設の根幹となるべき事業に関する事項 ・ 公共的施設の統合整備に関する事項 ・ 新町の財政計画 	新町の建設計画は、町の合併に際し、住民に合併後のまちづくりに関するビジョンを示し、これによって住民が合併の適否を判断するという、いわば新町のマスタープランとしての役割を果たすものである。また、新町建設計画を基礎としてさまざまな財政措置が講じられる。
2 議会の議員の定数及び任期の取扱い	議員の定数、任期	合併前の町の議員は身分を失うのが原則である。しかし、合併前の町の住民意見を合併後の行政に反映させるため、合併後の一定の期間に限り、議員の定数や任期に関する特別措置が定められている。
3 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	農業委員の定数、任期	合併前の町の委員は身分を失うのが原則である。しかし、委員の定数・任期に関しては、特別措置が定められている。
4 地方税の取扱い	町民税、固定資産税、都市計画税等	合併前の町で、課税している税目の違う場合や税目によっては税率が違う場合がある。この場合、急に税金が高くなったりすることのないよう、5年間は不均一課税が認められる。
5 一般職の職員の身分の取扱い	町職員の身分	合併が行われた場合は、町の法人格が、消滅するため、一般職の職員は当然失職することになる。しかし、合併特例法により「引き続き新町の職員として身分を保証しなければならない」と定められている。

その他の協議項目		
協議事項	内容	備考
1 特別職の身分の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤特別職 町長、助役、収入役、教育長 ・非常勤特別職 教育委員、選挙管理委員等 	首長をはじめ特別職員は、全員失職することになる。こうした特別職の職員をどのように処置するかについて協議会で協議する必要がある。
2 条例、規則等の取扱い	町の条例、規則、要綱	合併前の町が消滅するので当該町の条例、規則等は全て失効し、新町の条例、規則等が施行される。
3 事務組織及び機構の取扱い	行政組織、機構	条例や規則等に基づいて、組織や機構を新たに設置する必要がある。
4 一部事務組合等の取扱い	一部事務組合、協議会、第三セクター等	合併が行われた場合は、町の法人格が消滅するため、広域行政事務を共同で行っている関係地方自治体と協議の上、その取扱いを決める必要がある。
5 使用料、手数料等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設・体育館使用料等 ・住民票・印鑑証明手数料等 	合併前の町の間で同一目的の施設や同一種類の事務について、その使用料や手数料が違う場合は、あらかじめその取扱いについて調整を図っておく必要がある。
6 公共的団体等の取扱い	自治会連絡協議会、漁協、商工会、青年団、婦人会等公共的な活動を営むすべての団体	合併特例法では公共的団体等（自治会連絡協議会、漁協、商工会、青年団、婦人会等）は、町の合併に際しては、一体性の速やかな確立に資するために、その統合整備に努めなければならない。
7 補助金、交付金等の取扱い	老人クラブ、子ども会等補助金等	各種団体に交付している補助金や交付金は、合併に際して制度の調整が必要になる。新町の振興にどのように役立つかを明確にし、財政状況を配慮しつつ取扱いを検討する。
8 字名の取扱い	同じ字名が存在する場合等の調整	字の区域や名称については、地域の歴史や文化がしみ込み、住民にとって大変愛着が深いものであるから、合併しても従来どおり存続させるケースが多いようである。
9 慣行の取扱い	町章等の取扱い	町民憲章、町の歌、花、木、鳥、祭り等の各種慣行については、地域の伝統文化との結びつきも強いため、その地域でしっかり受け継いでいくべきものである。しかしながら、新町の一体性の確保という観点から、統一できるものはできるだけ早く統一することが必要である。

協議事項	内容	備考
<p>10 各種事務事業の取扱い</p> <p>自治会、広報広聴事業 情報公開、行政改革関係事業 防災、消防、防犯関係事業 地域情報化関係事業 国民健康保険事業 介護保険事業 福祉関係事業 保健関係事業 環境関係事業 産業関係事業 建設関係事業 都市計画関係事業 下水道関係事業 水道関係事業 学校教育関係事業 社会教育関係事業 社会体育関係事業 姉妹都市、国際交流関係事業 電算システム関係事業 その他協議が必要な事業</p>		<p>合併前の町で実施している独自の各種事業については、従来からの経緯・実情を考慮し、住民サービスの低下を招かないよう留意しながら財政的な裏づけをもとに合理化・効率化に努める必要がある。</p>

協議第10号

新町建設計画策定の基本方針について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成15年6月11日

穴水町・門前町合併協議会

会長 坂本 明

新町建設計画策定の基本方針（案）

1 計画策定の趣旨及び位置付け

この計画は、穴水町、門前町の総合計画を継承するとともに、2町の合併に伴う「まちづくりの基本方針」を定め、総合的な「まちづくり計画」を策定するものとする。これにより、2町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域発展に資する具体的な施策の方向を示すものとする。

また、この計画は、2町の住民に対して、将来のビジョンを明らかにし、さらに合併特例法に基づく様々な財政措置を受けるための前提ともなるものである。

2 計画策定の指針

- (1) 国・地方を通じた厳しい財政環境の中、限られた財源の重点的・効率的配分を基本に、有効性・効率性や緊急度・優先度などを十分検証し、新町のまちづくりに資する事業を選ぶものとする。
- (2) 合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画とし、交付税、国・県補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もらないことを基本とする。
- (3) 単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画とする。
- (4) この計画は、その実施を通じて地域全体のレベルアップを促し、地域住民の生活水準、文化水準を高めるという役割を担うものであり、併せて組織及び運営の合理化を図るものとする。
- (5) この計画の名称は、新町の将来像を示すものとして、より住民の親しみやすい名称を定めることとする。

3 計画の内容

(1) 計画の対象地域

この計画の対象地域は、穴水町、門前町の全域を対象とする。

(2) 計画の構成

次の4項目で構成する。

新町のまちづくりの基本方針

基本方針に対応した施策

公共的施設の統合整備に関する事項

新町の財政計画

(3) 計画の期間

合併後の10年間(平成17年度~26年度)とする。

(4) まちづくりの基本方針(総合計画との整合)

穴水町、門前町の総合計画の理念等に基づき「まちづくりの基本方針」を作成し、具体的施策については、合併することで必要になる施策や一体的に継続して実施する施策について、取捨選択することとする。

(5) まちづくり計画

ア 対象事業の範囲

まちづくり計画の対象事業は、新町のまちづくりに当たっての根幹となるべき事業とし、県が事業主体となるものを含むものとする。

イ 対象事業の選定基準等

対象事業の選定に当たっては、次によることとする。

穴水町、門前町の総合計画に記載がある事業、住民要望の強い事業であること。

対象事業は、今までの自治体の規模ではできなかった事業、又は規模が大きくなるに伴い必要となる改修事業等を基本とする。

公共的施設等の整備に当たっては、既存施設の有効活用を図るものとする。

合併特例債については、起債の総額抑制の観点を踏まえ、活用のあり方を検討するものとする。

(6) 財政計画

ア 策定の趣旨

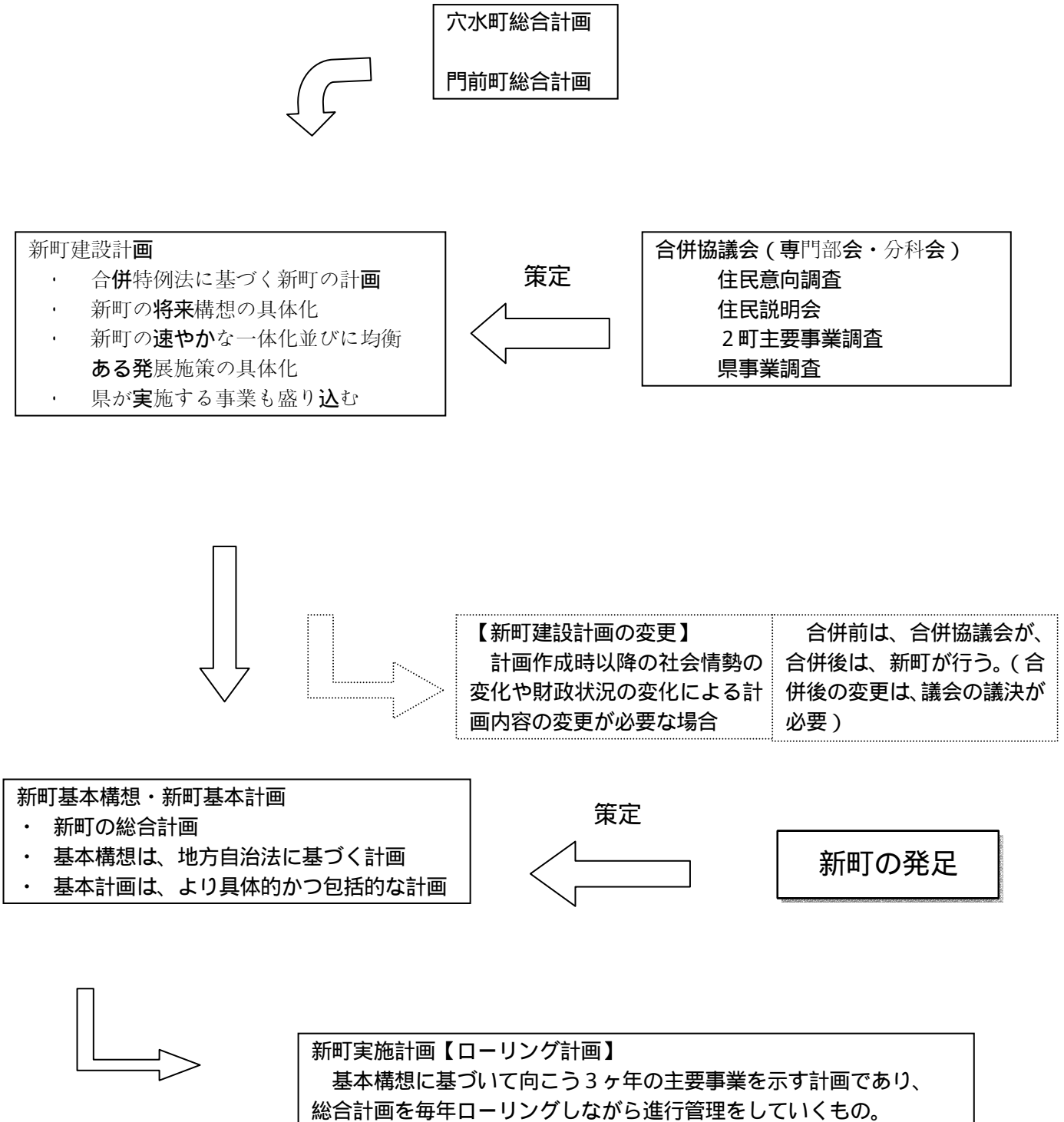
財政計画は、まちづくり計画に定められた施策を計画的に実施していくため、施策の優先順位や今後の見通しを明らかにするとともに、長期的展望に立って、限られた財源の効率的な運用を図るなど、適切な財政運営を行うために策定するものである。

このため、財政計画は、現行制度を基本とし、まちづくり計画の施策を推進するに当たって必要となる財源の見通しと、その年次別の重点的・効率的な配分など、計画的な財政運営を図る指針として策定する。

イ 策定の基本的考え方

穴水町、門前町が、合併後においても健全な財政運営を行うことを基本に算定するものとし、合併による歳出の削減効果、合併による住民負担・サービス水準への影響、さらに国及び県による合併に係る財政支援を反映させて策定するとともに、まちづくり計画事業が、今後10年間に成立するかを全体的視点から検証するものとする。

新町建設計画の概要



穴水町・門前町総合計画比較資料

	穴 水 町	門 前 町
策 定 年 月	平成 8 年 3 月	平成 1 3 年 9 月
計 画 期 間	平成 8 年 度 ~ 1 7 年 度	平成 1 3 年 度 ~ 2 2 年 度
想 定 人 口 (人)	1 2 , 0 0 0 (平 成 1 7 年)	7 , 6 5 0 (平 成 1 7 年) 6 , 7 9 0 (平 成 2 2 年)
基 本 テ ー マ	海と森と大地の恵みを次代に	自然と調和した住みよい町づくり
まちづくりの基本方針	<p>自然と調和しながら生活する 美しいまちづくり</p> <p>心身ともに健康な人づくり、 文化の香り高いまちづくり</p> <p>個性豊かな産業を振興し、調 和ある経済発展をめざすまち づくり</p> <p>活力ある創造性豊かなまちづ くり</p> <p>安らぎのあるリゾート地の形 成と、うるおいのあるまちづ くり</p>	<p>快適で健やかな町</p> <p>自然と共生した産業の町</p> <p>心豊かな文化の町</p>

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号) (抜粋)

(市町村建設計画の作成及び変更)

第5条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- (1) 合併市町村の建設の基本方針
- (2) 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
- (3) 公共的施設の統合整備に関する事項
- (4) 合併市町村の財政計画

2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。

3 合併協議会は、市町村建設計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

4 合併協議会は、前項の規定により市町村建設計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するとともに、総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。

5 総務大臣は、前項の規定により市町村建設計画の送付があつた場合においては、直ちに、これを国の関係行政機関の長に送付しなければならない。

6 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。

7 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

8 第4項及び第5項の規定は、第6項の規定により合併市町村が市町村建設計画を変更した場合について準用する。

地方自治法(昭和22年法律第67号) (抜粋)

(地方公共団体の法人格とその事務)

第2条 地方公共団体は、法人とする。

(4) 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

協議第 1 1 号



慣行の取扱いについて

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 1 5 年 6 月 1 1 日

穴水町・門前町合併協議会

会 長 坂 本 明

協議項目	慣行の取扱い	
講義細目	町章、町民憲章、町の花・木・鳥・魚、表章制度 町の歌、町の踊り、町のキャッチフレーズ、町のキャラクターマーク	
調整の方針（案）	新町の町章、町民憲章、町の花・木等については、新町において新たに定めるものとする。 新町の表章制度については、新町において調整し、定めるものとする。ただし、名誉町民は新町に引き継ぐものとする。	
項目	穴水町	門前町
1. 町章	<p>(昭和34年1月10日制定)</p> <p>全町民が和をもって大空に雄飛する穴水町の平和と躍進を表徴する「穴」を鳩にあしらい図案化したものである。</p> 	<p>(昭和38年8月26日制定)</p> <p>躍進する門前町の「モン」をモノグラム化して、融和、発展、雄飛、協和の姿をあらわしたものである。</p> 

項目	穴水町	門前町
2. 町民憲章	<p>(昭和49年11月23日制定)</p> <p>赤い太陽、緑の大地、青い海、この美しい自然と人情あふれるまち、穴水を誇りに感じます。</p> <p>私たちは、お互いの幸せを願い、夢と希望をもって、明るく豊かなまちづくりを目ざしここに町民憲章を定め、実践します。</p> <p>私たちは、</p> <p>自然をまもり、人を愛します。</p> <p>時間と資源を大切にします。</p> <p>教養を高め、文化の向上につとめます。</p> <p>健康で明るい家庭をつくります。</p> <p>よい環境をつくり、町の発展につとめます。</p>	<p>(昭和59年5月11日制定)</p> <p>私たちがこよなく愛するふるさと門前町は、海の幸と山の幸に恵まれ、人情こまやかで、古い歴史と伝統に育まれてきました。</p> <p>私たちは祖先を敬い、希望と活力に満ちた住みよい町づくりをめざしてこの憲章を実践します。</p> <p>1. 自然を愛し 豊かな緑を育てます</p> <p>1. 礼儀を重んじ 和の心を広めます</p> <p>1. 勤労を喜び 生産に励みます</p> <p>1. 教養を深め 文化を高めます</p> <p>1. 健康を進め 明るい家庭を築きます</p>
3. 町の花	ササユリ	雪割草
	<p>(昭和49年11月23日制定)</p> <p>町民憲章と同時に制定。</p> <p>新町制施行20周年を機に、町民より公募し制定する。</p>	<p>(昭和59年5月11日制定)</p> <p>町民憲章と同時に制定。</p> <p>新町制施行30周年を機に、町民より公募し制定する。</p>
4. 町の木	あて	あて
	<p>(昭和49年11月23日制定)</p> <p>町民憲章と同時に制定。</p>	<p>(昭和59年5月11日制定)</p> <p>町民憲章と同時に制定。</p>
5. 町の鳥	きじ	なし
	<p>(昭和49年11月23日制定)</p> <p>町民憲章と同時に制定。</p>	
6. 町の魚	ぼら	なし
	<p>(昭和49年11月23日制定)</p> <p>町民憲章と同時に制定。</p>	

項目	穴水町	門前町
7. 表彰制度	<ul style="list-style-type: none"> ・名誉町民表彰(平成11年3月18日制定) 本町に居住している者又は本町に居住したことのある者若しくは本町にゆかりの深い者で公共の福祉を増進し、又は学術、文化、産業、経済の発展に寄与し、もって町民生活の向上に貢献し、若しくは本町の発展に尽すいし、その功績が卓絶で町民が郷土の誇りとして敬愛する者 坂本 三十次 H12.7.20 推戴(衆議院議員) ・表彰(昭和52年10月1日制定) <ol style="list-style-type: none"> 1. 地方自治の振興について功績顕著な者 2. 産業の開発、発展について功績顕著な者 3. 社会福祉の増進についての功績顕著な者 4. 教育文化の振興について功績顕著な者 5. 業務に精励し、又は篤行が著しく町民の模範となる者 6. そのほか町長において特に顕彰の必要のあると認めたる者 	<ul style="list-style-type: none"> ・名誉町民表彰 なし ・表彰(昭和46年10月11日制定) <ol style="list-style-type: none"> 1. 町の自治に関し功労顕著と認められる者 2. 各種公共事業について顕著な功労の認められる者 3. 各種産業の開発と進展改善に顕著な成績の認められる者 4. 社会の福祉に尽くし、又は模範となる功労篤行の認められる者 5. 学術、技芸等文化の進展に貢献した者 6. 公益のための多額の私財を寄付した者 7. 危難を顧みず人命を救助又は消防、水防等に関し善行のあった者 8. そのほか特に表彰の必要があると認められる者
8. 町の歌	なし	なし
9. 町の踊り	穴水音頭	門前音頭
10. 町のキャッチフレーズ	まいもんの里 穴水	禅の里 ソフトボールの町
11. 町のキャラクターマーク	なし	なし

協議項目	慣行の取扱い	協議細目	
先進地事例			
新市町名（合併協議会名）		合併の期日	調整の方針
<p style="text-align: center;">かほく市</p> <p style="text-align: center;">（高松町・七塚町・宇ノ気町合併協議会）</p>		<p style="text-align: center;">平成16年3月1日</p>	<p>新市の市章、市の花・木・鳥、市民憲章、市の歌、市の踊り、市のキャッチフレーズ、市のキャラクターマークは、新市において検討する。</p> <p>名誉町民に関することについては、名誉市民として、新市に引き継ぎ、速やかに制度化を図るものとする。</p> <p>表章に関することについては、新市において速やかに制度化を図るものとする。</p>
<p style="text-align: center;">七尾市</p> <p style="text-align: center;">（七尾・鹿北合併協議会）</p>		<p style="text-align: center;">平成16年10月1日</p>	<p>新市の市章、市民憲章、市の花木等及び市歌については、新市において新たに定めるものとする。</p> <p>新市の都市宣言及び表章制度については、新市において調整し、定めるものとする。</p>

確認事項

1 第3回穴水町・門前町合併協議会開催の日程等について

- 開催日時 平成15年7月9日(水)午後2時～
- 開催場所 穴水町山村開発センター 3階 大ホール
- 協議予定事項
 - ・新町の名称について
 - ・新町の事務所の位置について
 - ・新町建設計画に係る住民意向調査の実施について
 - ・小委員会の名称及び付託事項について
 - ・先進地視察の実施について